

尾鷲市子育て世帯訪問支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、尾鷲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、尾鷲市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第2 要綱第4条に規定する家事支援及び育児・養育支援の具体的な業務内容は、次のとおりとする。

(1) 家事支援

ア 食事の準備等

一般的な家庭料理の調理及び片づけ等

イ 洗濯等

洗濯機を使った一般的な洗濯、洗濯干し、とりこみ、たたみ、アイロンがけ等

ウ 掃除等

リビング、お風呂、トイレ、玄関等の掃除機かけ、雑巾がけ等

エ 買い物の支援等

近隣のスーパー等への同行、買い物の同行等

オ その他特例的な内容

大掃除、納戸・エアコン・照明器具の掃除等

特に支援が必要と認められる家庭に対し、実施することができる

(2) 育児・養育支援

ア 育児のサポート

授乳や食事、おむつ交換・着替え、沐浴・入浴のサポート等

イ 保育園等の送迎

保育園、放課後児童クラブ等の送迎等

ウ 外出時の補助

通院、行政サービスの手続きの際の同行、児童の見守り等

(利用時間等)

第3 利用時間は、原則午前9時から午後5時までの間の2時間以内とする。

ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 利用者は、サービスを受ける日時の変更又は中止する必要がある場合は、サービスが提供される前日の午後5時までに、市又は事業を委託している場合は受託事業者に連絡しなければならない。

(業務の実施)

第3 市長は、要綱第3条に規定する対象家庭に対し、支援計画を作成し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者(以下「訪問支援員」という。)を派遣する。

2 訪問支援員は、支援計画に基づき訪問支援を実施する。

3 訪問支援員は、訪問した家庭が本事業以外の支援による支援が必要であると考えられる場合には、市長に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めるものとする。

4 訪問支援員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 第4に規定する内容の研修を修了した者

(2) 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定による罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(研修)

第4 市長は、訪問支援員の質を担保するため、事業の目的、内容、支援の

方法、個人情報 の適切な管理や守秘義務等についての研修を実施するものとする。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を実施する。

（委託料）

第5 業務に関する委託料は、訪問支援費、交通費等、キャンセル料、検討会議等出席費、事務費・管理費とし、金額は別表のとおりとする。

（実績報告）

第6 受託事業者は毎月の訪問支援に関する業務の完了後、速やかに実績報告書を作成し、市長に提出するものとする。

（利用者負担金の納付）

第7 市長は、第5の規定による報告があったときは、要綱第7条に定める利用者負担金の納入について利用者に通知するものとする。

（守秘義務）

第8 受託事業者及び訪問支援員は業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務を離れた後も同様とする。

（委任）

第9 この要領の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

別表

項 目	委 託 料
訪問支援費	1時間あたり 3,000円
交通費等	1回あたり 1,860円
キャンセル料	1回あたり 1,000円
検討会議等出席費	1回あたり 3,000円
事務費・管理費	1月あたり 2,500円

備考

1. 委託料は、事業1回の利用につき、訪問支援費1時間あたりの金額に利用時間を乗じて得た金額に交通費等を合算した額とする
2. キャンセル料は、利用者が前日の午後5時以降にキャンセルした場合に支払うものとする
3. 検討会議出席等費は、当該利用者への支援を講じるために行う検討会議に出席した際に支払うものとする
4. 事務費・管理費は、利用者1名につき、月1回利用のあった月のみ算定可能とする
5. 本事業は第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税額は非課税とする